



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年10月27日（火）

問い合わせ先：任用調査課

課長：山田

担当：森澤、増子、手塚、橋本

電話：829-1778

内線：4613～4616

令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要**【給与勧告のポイント】**

- ① 期末手当・勤勉手当を引下げ（4.50月分 → 4.45月分）
- ② 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の465事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された121事業所について調査を実施した。

なお、本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施した。また、月例給に関する調査は8月17日から9月30日まで実施した。

2 職員給与と民間給与との比較**<特別給（ボーナス）>**

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の平均支給月数を比較した。

民間支給割合	職員支給月数	差
4.45月	4.50月	△0.05月

3 公民較差に基づく給与改定等**(1) 期末手当・勤勉手当**

- ・民間の支給割合に見合うよう支給月数を引下げ改定（再任用職員は除く）
（4.50月分→4.45月分）

※ 支給月数は、0.05月単位とし、小数点第2位を二捨三入、七捨八入

- ・引下げ分については、人事院勧告の内容（期末手当）に準じて反映

[実施時期]

令和2年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和3年6月期以降の支給に関する改定は令和3年4月1日から実施

(2) 月例給

職員と民間の4月分の給与額を比較し、別途必要な報告・勧告を予定



【参 考】

1 職員（行政職給料表適用者）の平均年間給与額

現 行	改 定 後	増 減
6,388,000円	6,368,000円	△20,000円

（職員の平均年齢は39.3歳、平均経験年数は16.7年）

2 影響額

△約2億9千万円（教育職を含む全職員14,306人）

3 過去の給与勧告（給与月額、期末手当・勤勉手当の較差）

	給 与 月 額	期末手当・勤勉手当	平均年間給与額の増減
		年間支給月数（較差月数）	
平成			
15年	△4,898円（△1.13%）	4.40月（△0.25月）	△18.3万円
16年	据置き19円（0.00%）	据置き（0.02月）	—
17年	△1,921円（△0.45%）	4.45月（0.05月）	△1.0万円
18年	△459円（△0.11%）	据置き（△0.01月）	△0.8万円
19年	259円（0.06%）	4.50月（0.05月）	2.6万円
20年	据置き46円（0.01%）	据置き（0.02月）	—
21年	△791円（△0.19%）	4.15月（△0.35月）	△15.6万円
22年	△1,179円（△0.28%）	3.95月（△0.20月）	△10.2万円
23年	△1,213円（△0.30%）	据置き（0.02月）	△1.9万円
24年	据置き190円（0.05%）	据置き（0.02月）	—
25年	据置き△87円（△0.02%）	据置き（0.01月）	—
26年	1,785円（0.45%）	4.10月（0.15月）	8.5万円
27年	798円（0.20%）	4.20月（0.10月）	5.2万円
28年	1,362円（0.35%）	4.30月（0.10月）	5.9万円
29年	882円（0.22%）	4.40月（0.10月）	5.2万円
30年	据置き△64円（△0.02%）	4.45月（0.05月）	2.0万円
令和			
元年	据置き83円（0.02%）	4.50月（0.05月）	2.0万円

（注）期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。